

第6部 その他災害対策

第1章 航空事故対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-3

第2節 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

P6-3

第3節 組織体制

P6-5

第4節 情報連絡体制

P6-6

第5節 航空事故への対応活動

P6-7

第1章 航空事故対策

第1節 基本方針

本対策は、市及び市周辺で航空事故等が発生した場合、速やかな救助・応援等の対策活動を実施し被害を最小限に止めるため、市や関係機関等がとるべき対応を定めるもので、特に、米軍横田基地に隣接する市として、米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合の備えを示すものである。

第2節 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「緊急措置要綱」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う（下表参照）。

1 米軍機自衛隊機事故被災救援活動分担表

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合の活動内容と役割分担

区分	活動内容	警 察		消 防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負傷者 救援	(1) 救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) 救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) その他（転院等）					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1) 消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2) 警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3) 立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4) 現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6) 通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災 者救援	(1) 財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2) 仮住居の斡旋提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3) 生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備 考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛局との間の緊急救助態勢に関する合意に基づいて行うものとする。 注：◎は主務機関を示す。 ○は主務機関への援助協力機関を示す。												

2 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ・ 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ・ 事故発生の日時、場所
- ・ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ・ その他必要事項

(2) 現地連絡所の設置

- 航空事故等が発生した場合に、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、それぞれ設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

別表 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議関係機関

区分	関係機関
都	東京都
市・町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警察	警視庁
消防	東京消防庁 稲城市消防本部
米軍	在日米空軍横田基地第374空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設、在日米軍陸軍司令部
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第4航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛省	北関東防衛局 横田防衛事務所

第3節 組織体制

1 災害対策本部の設置

- 市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置する。
- 市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

2 災害対策本部の態勢

- 災害対策本部の態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第1節 羽村市災害対策本部の組織・運用を準用するものとし、災害の規模により震災時の非常配備態勢要員に参集命令を出す。
- 事務分掌は地域防災計画の部班別の事務分掌によるが、特殊な災害であるため、災害の状況によっては、災害対策本部で臨時に事務分掌を決定する。

3 航空事故対応班の組織と活動

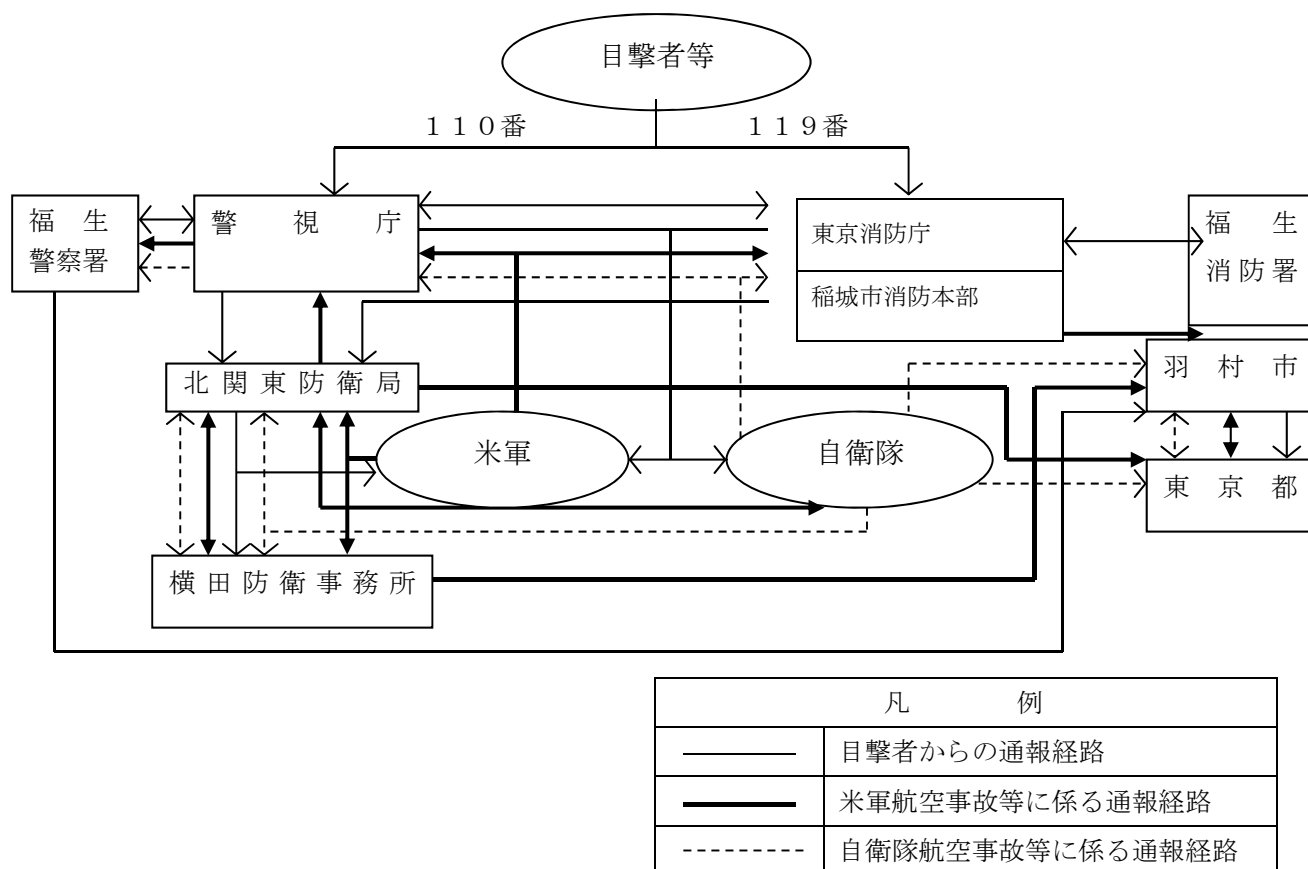
- 航空事故対応班は、防災安全課、企画政策課により組織し、災害防止及び情報収集活動を実施する。
- 航空事故対応班長は、防災安全課、企画政策課の課長職をもって充てる。
- 既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、対応班に組み入れる。

第4節 情報連絡体制

1 事故の際の通報経路

米軍又は自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。

【米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図】



2 情報連絡体制の強化

防災行政無線の機能を強化し、迅速な事故情報の収集・伝達による情報連絡体制の充実を図る。

3 庁内における連絡体制

(1) 勤務時間内の連絡体制

- 市内及び市周辺への航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の第一報入手部署は、防災安全課防災・危機管理係とする。
- 防災・危機管理係長は、防災安全課長に事故等に関する情報を連絡する。
- 防災安全課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応

班が通常態勢により情報収集活動をする。

(2) 勤務時間外の連絡体制

- 庁舎管理員は、市内及び市周辺での航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の情報が関係機関からもたらされた場合には、ただちに防災安全課長、防災・危機管理係長に事故等に関する情報を連絡する。
- 防災安全課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班のみへの連絡とする。

第5節 航空事故への対応活動

1 対応活動

(1) 航空機の墜落等

市及び市周辺での航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等が発生した場合、次の対応活動を実施する。

- 職員を横田防衛事務所又は緊急措置要綱による現地連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも職員を派遣して情報収集にあたる。
- 企画総務部長は、マスコミ対応にあたる。
- 防災安全課防災・危機管理係及び広報広聴課広報係は、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。
- 防災・危機管理係は、都災害対策本部との連絡を緊密にする。
- 広報係は、テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録にあたる。

(2) 市周辺への航空機からの落下物等

市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

- 航空事故対応班は、関係機関からの情報収集に努める。

2 住民対応活動

- 市内に航空機が墜落した場合には、災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。
- 被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、都の市町村による「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。
- 住民に対する広報活動を実施する。
- 災害対策本部から住民に対する避難指示等が発令された場合には、震災対策に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

3 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

4 消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたり、消防署隊の後方支援にあたる。

第2章 雪害対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-11

第2節 情報の収集及び伝達

P6-11

第3節 除雪対策

P6-13

第4節 応急活動体制

P6-16

第2章 雪害対策

第1節 基本方針

本対策は、市内に大雪による被害が発生、または発生することが予想される場合、速やかな災害応急対策を実施し、雪害に対する被害を最小限に止めるため、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

1 被害想定

【大雪による市への被害想定】

被害の区分	想定される被害
人的被害	転倒、交通事故、建物等の損壊に伴う死傷
物的被害	家屋や建築物の損壊
交通被害	道路交通の不通、鉄道・路線バス等の遅延や運休
ライフライン被害	電線等の断線による停電、電話等通信の不通
その他	ごみ収集の遅延や中止、農作物等の収穫、 外出困難による食料品等の購入

2 市民の意識啓発

大雪の際には、公助による除雪のみならず、自助・共助としての各地域における除雪活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠であることから、雪害に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な除雪活動が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、除雪活動への協力に関する意識啓発に取り組む。

3 平常時からの備え

市民等は、大雪による備えとして、雪かき用のスコップや凍結防止剤等のほか、食料や飲料水及び生活用水、生活必需品等を備蓄する。また、停電時の寒さ対策として、石油ストーブ等電気を使用しない暖房器具や燃料を用意する。

第2節 情報の収集及び伝達

1 情報連絡態勢

大雪の発生が予想される場合、次の機関との連絡態勢を整え、対応準備を行う。

- 気象庁 ○ 都総合防災部 ○ 福生消防署（羽村出張所を含む。） ○ 福生警察署
- 国土交通省相武国道事務所 ○ 東京都建設局西多摩建設事務所（福生工区を含む。）
- 都西多摩保健所 ○ 陸上自衛隊 第一施設大隊
- ライフライン関係機関（東京電力・武陽ガス・伊吹石油ガス・NTT 東日本等）
- 交通機関（JR 東日本・西東京バス・立川バス等） ○ その他関係機関

2 市民への情報提供

市民生活の混乱防止のため、大雪に関する情報及び市民生活への影響などの情報を防災行政無線、市メール配信サービス、市公式サイト等を利用し、迅速かつ的確に市民に提供する。市民に提供する情報等は概ね次のとおりとする。

- ① 気象警報に関する情報
- ② 市民への注意喚起（転倒、スリップ、落雪などへの注意、不要不急の外出を控える）
- ③ 道路情報（通行止め）に関すること
- ④ はむらん及び公共交通機関の運行状況に関すること
- ⑤ 市主催事業に関する情報
- ⑥ ライフライン（電気・ガス・電話・上下水道等）に関すること
- ⑦ 除雪に関する情報
- ⑧ その他必要な情報

なお、市は情報提供に合わせ、市民等に対し自宅周辺の生活道路などの除雪作業への協力と除雪を行う際の注意事項について適宜呼びかけ等を行う。

3 大雪に関する警報等について

市における大雪に関する注意報、警報、特別警報の警告内容及び発表基準は次のとおり。

区 分	警 告 内 容	発 表 基 準
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される予報。	市では、12時間降雪の深さが5cmと予想される場合に発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される予報。	市では、12時間降雪の深さが20cmと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	大雪警報の発表基準をはるかに超える降雪が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される予報。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。 ※雪を起因とする特別警報の指標 府県程度の広がりをもって50年に1度の積雪深（東京27cm：北の丸公園）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸1日程度以上続くと予想される場合

第3節 除雪対策

1 基本的な考え方

市は、歩行者等の安全対策及び公共交通等の確保を優先するものとして、坂道などの危険箇所、駅周辺の歩道、主要道路などから順次除雪を実施するとともに、市施設利用者の安全確保のため、施設の敷地内及び周辺の道路、駐車場等の除雪を行う。幹線道路の除雪に関しては、国土交通省相武国道事務所や東京都建設局西多摩建設事務所と連絡調整を行いながら、効率的な除雪の実施に努める。

また、個人の敷地や周辺の生活道路にあつては、除雪作業への協力と、除雪を行う際の注意事項について呼びかけを行う。

2 除雪活動の取組方針

市は、降雪が発生した場合、速やかに都市建設部職員による市内パトロールを行い積雪状況を確認し、市民の安全性を確保及び生活への影響を最小限に止めることを十分に考慮したうえで除雪活動を行う。

なお、大雪の降り始めから、融けて降雪や凍結等による影響がなくなるまでの間、気象状況等の情報に注意し、2次的な災害発生等の予防に努める。

(1) 除雪の優先順位と実施方法

市は原則として、下記の優先順位により除雪を行うが、各公共施設等を所管する部の職員は、状況に応じて施設敷地内及び周辺道路等の除雪を優先的に実施するものとする。

優先順位	除雪箇所	道路愛称名・場所等	除雪作業内容	従事者等
1	坂道 橋梁	羽加美栄立体交差・市役所周辺・富士見公園南側・図書館周辺・富士見小北側・羽村駅前中央通り・稲荷松坂・根がらみ坂・間坂・一中西側・根岸坂・山根坂・堂坂・三段坂・阿蘇神社東側・羽村堰下橋・羽村橋・堂橋	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布 通行止めの可否を検討し、通行止めとする場合は、道路閉鎖を行う。(道路閉鎖する場合は福生警察署交通規制係に連絡)	車道 ：原則として委託業者及び建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：原則として都市建設部職員により実施する。状況に応じて除雪班(※1参照、以下同じ。)を派遣する。
2	駅周辺	羽村駅・小作駅	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として委託業者及び建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：原則として都市建設部職員により実施する。状況に応じて除雪班を派遣する。

3	幹線	駅及び都道に連絡する道路。はむらん運行ルート。	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：除雪班を派遣する。
4	その他	学校・公共施設敷地及び周辺道路等	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として建設防災協力会に依頼する。 施設敷地及び周辺歩道 ： 原則として各施設所管部職員により実施する。状況に応じて市職員を動員し除雪班を派遣する。

※1 除雪班： 都市建設部職員をリーダーとし、他部からの応援職員とあわせて8人程度を1班として編成、人力にて歩道の除雪を優先し行う。応援職員の派遣の決定、動員の規模等は、雪害対策連絡会にて決定する。なお、現場までの人員輸送、スコップ等の資材運搬のための輸送班を別途組織する。

○ 資料編 「図4 市道除雪等対応図」資-52 参照

(2) 除雪した雪の置場

① 道路を除雪した雪は、別に定める雪置場に搬出するものとする。なお、除雪箇所及び積雪量等を考慮し作業を開始する前にその都度、雪置場の中から最適な雪置場を決定する。

○ 資料編 「図5 残雪置場候補地」資-53 参照

② 市民が除雪した雪は、近隣の公園等のあらかじめ決められた場所に搬入してよいものとする。

③ 都道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。

④ 雪以外は搬入禁止のため、雪以外の搬入物により市が甚大な被害を被った場合は、現状回復などの賠償請求を行うことができる。

(3) 凍結防止剤

① 路面凍結による危険防止のため、必要に応じ、凍結防止剤（塩化カルシウム）の散布を行うものとする。

② 市民から塩化カルシウムの配布を希望された場合、坂道や橋梁等の安全対策としての使用であれば配布しても良いものとする。

(4) 除雪に関する留意事項

① はむらんの運行ルートの除雪に関しては、運行事業者と調整のうえ、運行事業者または都市建設部職員が除雪を実施するものとする。

- ② 各公共施設の敷地及び周辺の道路（主に歩道）の除雪は、各施設管理者の指示により、原則的に施設を所管する部・課で実施することとするが、駐車場等の機械による除雪や応援が必要な場合の他部職員の派遣については、雪害対策連絡会で調整し各部に要請するものとする。
- ③ 都道の除雪に関しては、土木課が適宜情報収集を行い、雪害対策連絡会に報告する。
- ④ マンホール及び集水桝を開けての排雪は、危険であるため行わない。
- ⑤ 市民が生活道路等を除雪した雪は、都市建設部が収集し決められた雪置場に運搬する。

3 資機材、凍結防止剤等の備蓄

市は、積雪等による交通機能の麻痺や転倒などによる人的被害を未然に防ぐため、また、除雪や凍結防止活動を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーンやスタッドレスタイヤ等のほか、スコップ、凍結防止剤等を備蓄する。また、積雪が予想される場合はスコップや凍結防止剤等の需要が増大するため、品不足に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

第4節 応急活動体制

1 活動態勢

大雪が予想される場合、又は大雪の場合は以下のとおり市の態勢をとり雪害に備える。

なお、この態勢は段階を追って設置するものではなく、雪害の規模や状況に応じて最も適した態勢を随時とっていくものとする。

	降雪前	降雪開始 大雪注意報発表	大雪警報発表	大雪特別警報発表
市の態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報等の収集【防災担当職員】 ○各部・課における降雪対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○各部・課における降雪対応実施 <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業等の実施検討及び周知 ・所管施設の除雪作業等 ・部課内での相互応援体制による除雪等 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次雪害非常配備態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・雪害対策連絡会の設置準備・設置 ・各部の降雪対策実施状況確認 ・大雪非常配備態勢の検討 ○第2次雪害非常配備態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置準備 ・全庁的な大雪対策の実施 ・除雪態勢の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次雪害非常配備態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置

(1) 第1次雪害非常配備態勢

第1次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に大雪警報が発表されたとき(大雪注意報時にも必要に応じて設置) ○ 積雪により市民生活に支障をきたすおそれがあるとき ○ その他、降雪への対応について全庁的な調整が必要となったとき 		
活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、交通機関等の状況の確認 ○ 各部における降雪への対応状況及び所管事業の実施方針等の確認 ○ 除雪計画の確認(市が除雪する路線の優先順位、除雪した雪の置場などの確認) ○ 全庁的な除雪態勢の検討・実施 ○ 市民への情報伝達内容、方法の検討 ○ 市民、事業者等に対する除雪への協力要請及び支援の検討 ○ 大雪被害に対する救援措置の検討 		
配備職員	<p>【市民生活部】 市民生活部長、防災安全課(全職員)、地域振興課長</p> <p>【都市建設部】 都市建設部長、都市計画課長、土木課(全職員)、建築課長</p> <p>【区画整理部】 区画整理部長、区画整理総務課長、区画整理推進課長</p> <p>【財務部】財務部長、契約管財課長</p> <p>【その他】 会長が必要と認めた職員</p>		
組織 (会議)	雪害対策連絡会		
	構成及び職務(以下同じ)		
	会長	市長	連絡会の事務を総括し、連絡会の職員を指揮監督する。
	副会長	副市長 教育長	会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
委員	羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・防災安全課長 ・防災安全課主幹 ・その他会長が必要と認めた職員	会長の命を受け、連絡会の事務に従事する。	

(2) 第2次雪害非常配備態勢

第2次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雪等の気象状況により、第2次雪害非常配備態勢の設置が必要と認められた場合 ○ 降雪の深さが、20cmを超えると見込まれる場合
活動内容等	<p>全庁的な大雪対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除雪実施計画に基づき、職員動員による全庁的な除雪態勢の実施 ○ 大雪対策にかかる各課の事業、所管施設の除雪及び安全対策の実施
配備職員	<p>原則として、参集可能な全職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務時間内については、業務実施に必要最小限の人員を残し、それ以外の職員を要員とする。 ○ 業務時間外については、原則として参集可能な全職員とする。 ○ 除雪の応援体制については、雪害対策連絡会にて調整する。
組織(会議)	雪害対策連絡会

(3) 第3次雪害非常配備態勢

第3次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京地方に大雪特別警報が発表されたとき。 ○ 人的被害、ライフラインの停止、家屋倒壊等による住民の避難、孤立した地域などが発生したとき。
活動内容等	○ 第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 による。
配備職員	○ 第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 による。
組織(会議)	災害対策本部

2 雪害非常配備態勢に関する留意事項

(1) 勤務時間内の場合の配備態勢

雪害対策連絡会において、除雪作業にあたり全庁的な動員の要請があった場合は、所属長は業務に支障をきたさない範囲の最低限の要員を職場に残し、できるかぎり職員を除雪作業にあたらせるものとする。

(2) 勤務時間外の場合の配備態勢

所属長は、職員の個々の状況を考慮したうえで、雪害非常配備態勢に従って可能なかぎり職員を参集させ、除雪作業にあたらせるものとする。

(3) 災害対策本部が設置された場合

災害対策本部が設置された場合は、原則として全職員による配備態勢とする。

(4) 参集できない職員について

電車・バスなどの公共交通機関の麻痺や道路状況等により自宅から市役所に参集できない職員は、無理して参集せず、自身の地域の除雪等に積極的に参加するものとする。

3 情報連絡体制の確立

職員への連絡は、防災担当から水防警戒（台風等）態勢に定める連絡先（管理職）に行い、各管理職等から所属職員に連絡するものとする。各課内では、電話連絡以外にメール等での情報伝達方法も確立しておく。

また、防災担当は、関係防災機関、消防団、交通安全推進委員会等との情報連絡体制についても確立しておく。

4 各部の大雪対応業務（除雪作業以外）

(1) 各部の大雪対応業務

部	業 務 内 容
企画総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信サービス等による市民への大雪に関する情報の提供【広報広聴課】 ・大雪に関する情報や市の対応状況等について、必要に応じて報道機関に提供する。【広報広聴課】
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害対策連絡会の開催周知【防災安全課】 ・関係防災機関との情報連絡体制確立【防災安全課】 ・大雪による被害、影響等の集約【防災安全課】 ・防災行政無線等を使用した大雪関連の防災情報の周知【防災安全課】
産業環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集の実施検討及び情報の周知【生活環境課】
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等の運営体制の検討【子育て支援課】 ・学童クラブ、児童館の運営体制の検討【児童青少年課】
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・西多摩建設事務所など関係機関との除雪に関する連絡調整【土木課】 ・委託業者、建設防災協力会等への除雪要請【土木課】 ・コミュニティバスはむらんの運行検討及び運行情報の周知【都市計画課】
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の安全点検
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の授業実施体制の検討【学校教育課】 ・各施設の運営体制の検討及び開館状況等の周知【生涯学習総務課】
各部共通事項	<p>必要に応じて下記の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部所管事業の実施検討及び情報の周知 ・関係機関との大雪対応についての連絡調整 ・所管する施設の安全確保 ・その他大雪対応で必要な業務

(2) 対応状況等の報告

- ・各施設所管課は、降雪への対応状況について、防災安全課に報告を行うこととし、これをもとに各施設の対応状況を集約する。
- ・講演会、催物などの事業を所管する課は、大雪にかかる事業への対応状況について、防災安全課に報告するものとし、これをもとに各事業の対応状況を集約する。
- ・各施設所管課は、所管する施設に降雪による被害が発生した場合には、その状況を防災安全課に報告するものとし、これをもとに各施設の被害状況を集約する。
- ・これらの情報は、必要に応じて市民及び関係機関等に周知を図るものとする。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、積雪の状況等により必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び避難支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 応急対策 1 避難行動要支援者の安全対策 を準用する。

6 民間等との連携

羽村市建設防災協力会との「災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月29日締結）」に基づき、除雪の協力を要請する。

また、協定を締結していない市内事業者に対しても、事業所周辺等の除雪への協力を呼びかける。

(1) その他の団体等との連携

積雪により災害が発生した場合には、必要に応じ、災害時の協定に基づき各団体に支援、協力を要請する。

(2) 都との連携

西多摩建設事務所などの関係機関と連絡調整を行いながら、迅速な道路啓開活動の実施していく。

7 その他の応急活動体制

雪害における警備・交通規制、ライフライン等のその他の応急活動体制については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 を準用する。

第3章 火山災害対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-23

第2節 情報の収集及び伝達

P6-25

第3節 応急活動体制

P6-30

第3章 火山災害対策

第1節 基本方針

本対策は、富士山で大規模な噴火が発生した場合、吹き上げられた火山灰が、噴火規模や気象条件によっては本市にも到達し、2～10cm程度降灰する可能性があることから、市民の生命及び健康の安全を確保するための降灰対策を推進するとともに、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

なお、平成21年2月に浅間山が噴火し東京にも降灰があったことから、富士山以外の火山の噴火に伴う対応についても本対策を準用するものとする。

1 被害想定

本対策では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を基礎とする。

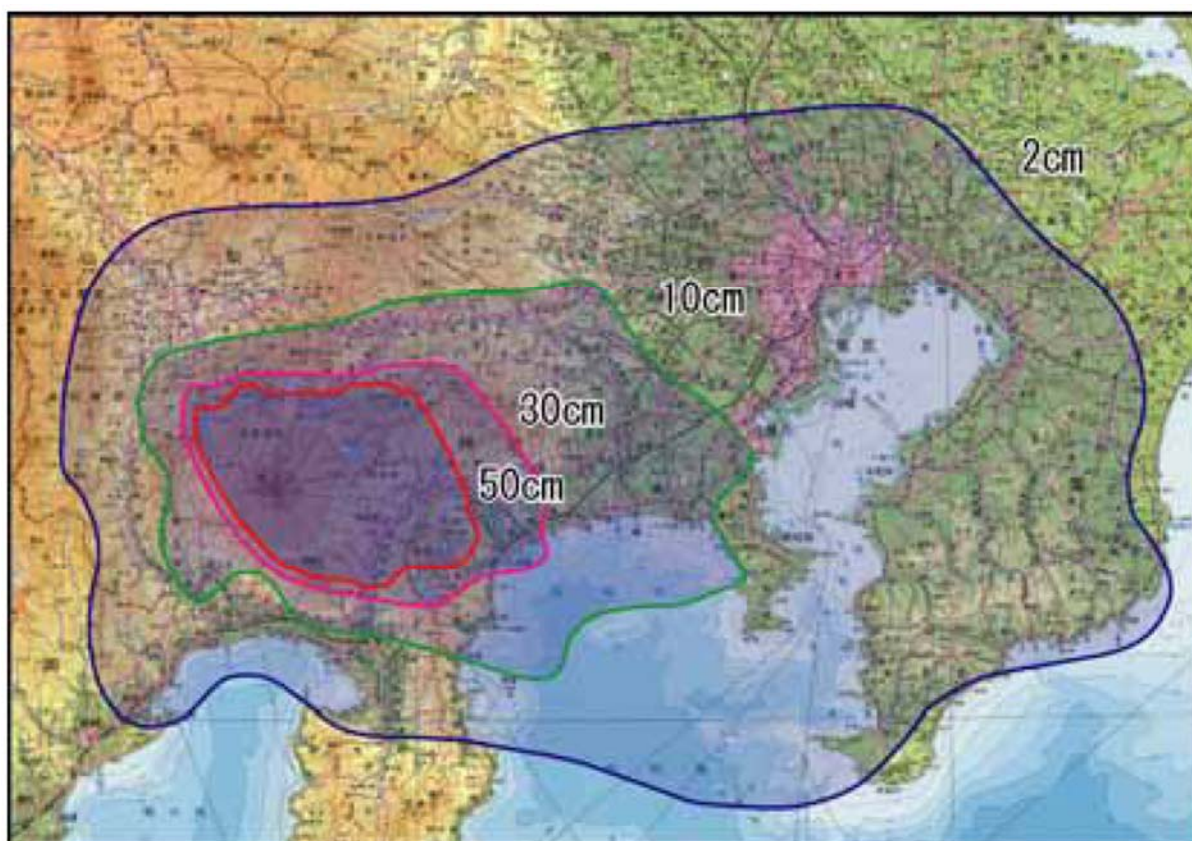
市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

【噴火の規模と被害の概要】

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	市内全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業・観光業への影響	

降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

2 市民の意識啓発

富士山等の噴火の際には、公助による降灰への対策のみならず、自助・共助としての各地域における活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠であることから、降灰に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な降灰対策が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、降灰対策に関する意識啓発に取り組む。

3 平常時からの備え

市民等は、降灰による健康被害や生活への影響を未然に防ぐため、食料や飲料水、生活用水、生活必需品等のほか、マスク、ゴーグル及び灰を屋内に侵入させないために窓などの隙間に貼るテープや灰を収集するためのほうきや袋などを備えておく。

第2節 情報の収集及び伝達

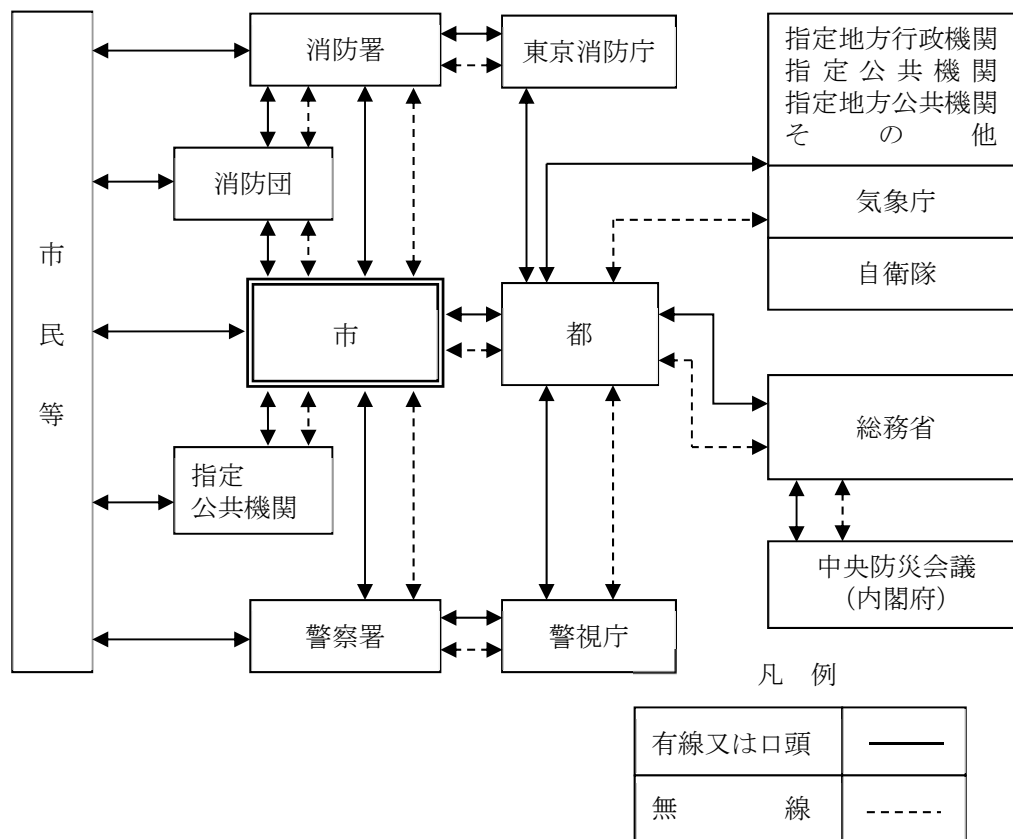
市は、富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、都及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行い、降灰等への対応準備を行うとともに、円滑な応急活動を実施するため、次のとおり速やかに情報連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達にあたる。

1 情報連絡態勢

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な情報連絡態勢を確保する。 ○ 都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 市防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、市の各機関、都、管内の公共団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡システムを整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、関係防災機関の協力を確保する。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保する。 ○市が収集する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火山（降灰）情報 ・気象予報、警報 ・降灰、火山ガス等による健康、環境への影響に関すること ・火山灰の除去及び処理に関すること

2 連絡系統

富士山噴火降灰対策における情報連絡系統



市は、市内の降灰の状況を、都を通じて気象庁に伝達する。伝達された降灰情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめられ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。

伝達する降灰調査項目は、以下のとおりとする。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ ※

※可能な場合

<降灰の強さ>

火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

また、降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民等に降灰への備え、健康への留意点及び安全対策などの注意を促す。

3 気象庁が発表する火山に関する情報

(1) 噴火警報等

	内 容
噴火警報	<p>噴火に関する重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報のこと。</p> <p>生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し、「噴火警報（居住地域）」は特別警報として発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に付して発表する。</p> <p>噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用を開始する。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p>

(2) 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル とキーワード	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(3) 降灰予報

種別	発表時期・基準	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火前 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするため、定期的(3時間毎)に発表する降灰予報	噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間毎18時間先まで提供する。
降灰予報 (速報)	噴火直後 降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにするために、噴火発生後、速やかに(5分~10分程度)発表する降灰予報	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供する。
降灰予報 (詳細)	噴火後 降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるようにするため、噴火発生後20~30分程度で発表する降灰予報	噴火発生から6時間先まで(1時間毎)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について提供する。

(4) 降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 外出を控える	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える	運転を控える	停電や上水道の水質低下及び給水停止のおそれ
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 注意	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護	徐行運転する	農作物が収穫できなくなったり、鉄道の運転見合わせのおそれ
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める	フロントガラスの除灰	航空機の運航不可

(5) その他の情報

火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表する情報
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒や注意すべき事項等について解説する資料

第3節 応急活動体制

1 災害時の応急活動体制

富士山が噴火し、降灰による被害が発生、または発生するおそれがある場合の応急活動態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 を準用する。

2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分

(1) 除去

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うことになる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(2) 収集・運搬

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

なお、宅地に降った火山灰の運搬については、市が行い、宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行う。

また、火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、袋に入れるなど、飛散しないように努める。

(3) 処分

火山灰の処分は、広域的な処分を含め、都や関係機関と調整した上、周辺自治体と連携した処分を行う。

また、収集した火山灰の一時的な置き場所が必要となった場合に備え、市は一時集積場所に江戸街道公園をあてることとし、被害の状況により他の市有地等を検討する。

3 避難対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行うとともに、気象状況等に応じて避難指示を発令し、住民を避難させる。

4 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・救護は第2部 震災編 第8章 医療救護等対策 を準用する。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、降灰による影響の状況等により、必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 応急対策 1 避難行動要支援者の安全対策 を準用する。

6 市民への広報・健康相談

市は、都及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

7 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けるまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。

また、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 その他の応急活動体制

火山災害における警備・交通規制、ライフライン等のその他対策については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 IV交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策 を準用する。